

みやぎ税務会計事務所通信

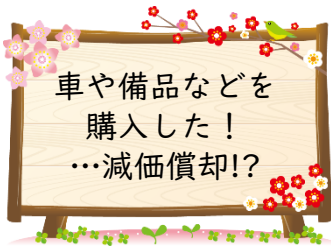
《 2022 年 3 月 》



税務の話題

心に留めておきたい法人税務のこと

売上や仕入以外でも、事業を行う上では日々お金が動いています。
 ただ、税額計算の時には、「お金を払ったこと」が全て「経費（費用）」となるわけではなく、「経費（費用）」と認められるためには、決まりがあることもあります。
 法人税法は「公平に課税が行われるために」決められている法律です。
 今月は、私たちがよくお話しをお聞きすること = 皆さまの身近にあること、
 だからこそ、少し意識していただきたいことをお届けいたします。



事業に必要なものは、当然用意しなければなりません。
 ただ少し高価となると、購入のタイミングを考えますよね。
 「あ！今年はちょっと利益が出そうだから、買ったなら節税!？」
 と考えてしまいますが、そうとは限りません！

① 取得価額によって、全額が経費になるかどうか、が変わります！

10 万円未満	全額経費
10 万円以上 30 万円未満	全額経費 (中小企業者で青色申告の場合のみ)
↑のうち 20 万円未満の場合は、1/3 を購入年の経費とすることも可。(3 年間で償却)	
30 万円以上	減価償却



金額は…
 ・税抜経理の場合は税抜価格で、税込経理の場合は税込価格で、
 ・そのモノを動かすために必要となる付属品などを全て含めて 考えます。

② 減価償却費は使い始めた時から計算します！

3 月決算法人の場合、3 月に購入し 3 月に使い始めた資産の減価償却費は 1 か月分のみになるということです。
 計算をする際には「使い始めた時」がポイントになります。

3月に500で購入・使用開始 

1年分の減価償却費 240

今期に計上する減価償却費 20
⇒ お金は500出しても経費は20

※数字はイメージです

「使い始めた時」は、国税庁の資料（注1）では
本来の目的のために使用を開始するに至った日 とされています。
 上記①で全額経費とできる資産も、モノが手元に入っただけでは
 （使い始めていなければ）一切経費にはならないのです。

（注1）国税庁タックスアンサー「No.5400-2 事業の用に供した日」

